

アーキヴィストの養成について最近考えること

畑 中 佳 子

最初編集の方からこの題をいただいた時、はつきり言って頭を抱えてしまった。当東京都公文書館に着任してまだ一年足らず、しかも明治期の公文書や他の史料から自治体史料集を刊行するという仕事に就いているにすぎない私が、軽々に言及することのできない問題だと思われたからだ。そもそも私はまず自分がどうしたらアーキヴィストになれるのかがわからない。普通、人は何か職業に就いたり、技能を身につけようとする時、先人の跡を尋ね、そのルートをたどって到達しようとするものだが、アーキヴィストの場合これはなかなか難しい。いったい誰がアーキヴィストなのか、アーカイヴズ(=史料保存利

用機関・文書館、以下文書館とする。)に勤めていれば自然となれるものなのか、それとも何らかの意図と方針をもって研鑽を積まなければいけないのだろうか。これらのことが、日本では依然として明確でない。つまり養成する対象であるアーキヴィストの存在自体が、実態として固まっていないのである。とすれば、私のように経験もわずかで、公文書館に勤めているとは言え、現代公文書の収集・評価・保存に直接には携っていない人間であっても、“どうすればアーキヴィストになれるか”という観点からアーキヴィスト養成の問題を考えてみることが少なくとも一つの参考にはなりうるだろう。

まずアーキヴィスト養成を考えるには、養成の目的、すなわちどんなアーキヴィストを養成すべきかを考えなくてはならない。目的如何によって、期間・カリキュラム・人数・レベル等すべてが変わってくるからだ。

アーキヴィストとはどんなことをするのかについては、これまで外国文献の紹介等によって徐々に知られるようになってきた。それらによれば、アーキヴィストの役割は、ほぼ次の三点にまとめることができる。

第一は将来にわたって価値ある記録史料・文書を廃棄させずに収集・保存することである。この役割はアーキヴィストの任務の中で、現在もっとも根幹となるものである。もしこの責務が果たせなければ、将来文書館はその存在意義や重要性を減じていくことになる。

第二にこうして収集した記録史料・文書を確実に、良好かつ安全な状態で保存することである。これは伝統的な役割と言って良いだろう。近年この役割は、近代的な設備によってだいぶ解決されるようになったが、現在、記録史料・文書それ自体の劣化(酸性紙)の問題や記録媒体の多様化が新たな課題となってきた。

第三はこれらの記録史料・文書を利用に供することである。

非常に大雑把であるが、アーキヴィストの役割を上記のように見た時、我々はどうしたらアーキヴィストになれるだろうか。ここ数年の間で全国的に設置されつつある都道府県立文書館を念頭に置き、実際的に考えてみたい。

第一の役割を果たす為には何を身につけなければならないだろうか。

まず「将来にわたって価値ある」文書かどうかの鑑識眼を養わなければならない。それには当該都道府県の業務を知る必要がある。自治体は地方自治法等の法律や各種条例・規則に基づいて業務を行なっているから、これら法律等の知識も必要だ。さらに業務を遂行するのにどのような文書が作成されるかを知らなければならない。ただこれらの知識は通常地方公務員ならば身につけることのできるものである。アーキヴィストががんばらなくてはならないのはむしろ

この後である。業務上作成された文書を当該都道府県の歴史的・地理的・政治的特性を考慮しながら、記録史料の価値判断をしなければならないのだ。

次に重要な価値を持つと判断した文書を廃棄させず、無事文書館に受け入れなければならない。このためにアーキヴィストは、記録管理を原局との連けいで行なう必要があるし、ある程度組織内において力を持てるように努めなければならない。

つまりこの第一の役割を十二分に果たすためには、行政組織・法律・記録文書管理・歴史・地理・政治動向それに政治力(極端かも知れませんが)を身につけなければならない。

第二の役割を果たすには、史料保存科学・修復保存技術、情報媒体の特性を知る必要がある。

第三の役割については、目録・検索手段の技術と特性、文書の持つ情報をいかにデータ化するかを検討する情報処理学、それに様々なニーズに対応できる幅広い知識と柔軟な思考を必要とする。

こうして一つ一つ検討して来ると、早くも私はアーキヴィストになるのを諦めるべきかも知れないという気になってくる。また、これだけの知識と判断力を持った人間を学校教育の枠内のみで創り出そうとするのは、おそらく無理があるだろう。それに日常業務の量から考えて、一人の人間にこれら全てを要求するのは現実的ではない。

実際多くの文書館で、現代行政文書の扱いについては行政職の経験のある職員を配置して、その収集・評価・整理・閲覧にあて、歴史的な重要性のある古い記録史料の扱いは、歴史系の教員経験者もしくは大学院生のアルバイト・嘱託をあてている例が見られる。

しかしこうしたやり方はあくまで暫定的な方法に止めなければならない。この方法の最大の欠点は、行政系職員や教員はその異動、嘱託は退職により、折角の経験やノウハウの蓄積が常に失われることと、行政系と歴史系の連けいがうまくとりにくいことにある。

それでは一体どうしたらよいだろうか。職員

の採用方法や待遇の問題はひとまず置いて、養成のことだけを考えると、私は大学に基礎的な講座を設置し、ある程度の単位取得を義務付け、それ以後は史料保存機関・文書館に職を求め、職場に籍を置きながら各々の職務の必要性に応じて今度は大学院に設置した専門講座を順次取得していくという方法が良いのではないかと思っている。こうすれば、様々な条件下にある史料保存機関の多様なニーズにも対応することができる上、自己の能力を向上させ新しい知識を吸収したいという職員の要求にも応えることができるからだ。そしてもし資格制度を設けるとすれば、大学院において一定の専門単位を取得した時点で与えるのが良いと考える。というのは、学芸員資格を見ればわかるように、実習現場との密接かつ有機的な連けい無しで、就職口も多くないのに有資格者ばかりを大量に作り出すような愚かしい状況は避けたいからである。それに、こういう方法をとれば、少人数で仕事に追われているような文書館が、実習生の受け入れに悩むことも少ないだろう。

現在、国立公文書館では 公文書館専門職員

の養成制度について検討会を重ねておられると聞いている。文書館の現状、活動、職員の構成など、どれ一つとってみても様々な立場があり、具体案を一本化するには大変な御努力が為されていることと思う。拙案のようなものはとっくに考えていると御叱りを蒙るかも知れない。しかし、あるべきアーキヴィストに私のようなものが近づく為にはOJT(職場内研修)と共に在職しながらの研修を欠かすことができない。2～3年で養成してポンと送り出すのでなく、息の長いスパンで、しかも現実的な制度を作るにはこれから多くの議論が必要となろう。是非、職場と教育養成の場とがうまく連けいし、継続的に能力の向上がはかれるような柔軟な制度の創設を待ち望んでいる。

参考文献

- James Gregory Bradsher. An Introduction to Archives, Managing Archives and Archival Institutions 1988 London.
- 安藤正人「アーキビストの教育と養成をめぐる新しい波」『史料館研究紀要』第21号 平成2年3月
(東京都公文書館)